

「教員の資質向上・教育制度改善フォローアップ委員会」の設置について

教育総務課

1 目的

3月19日に「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」（以下「検討会議」という。）から報告された提言に基づき県教育委員会及び県が策定する行動計画（以下「行動計画」という。）の実施について、進捗状況を管理するとともに必要に応じて実施の支援を行うことを目的に、同提言の中で設置することとされた第三者機関として「教員の資質向上・教育制度フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 設置期間

平成25年6月17日から平成27年3月31日まで

3 委員の構成

行動計画の進捗状況管理及び実施支援を適切に行うため、同提言の取りまとめを中心となって行った検討会議の座長及び座長代理並びに4つの専門部会の会長（以下の6人）を委員とする。

○委員会委員

（敬称略、五十音順）

氏名	所属・職名	検討会議での職
赤羽 貞幸	信州大学 理事・副学長	座長
伊藤かおる	㈱コミュニケーションズ・アイ 代表取締役社長	研修専門部会長
大久保和孝	新日本有限責任監査法人 CSR推進部長 シニアパートナー 公認会計士	倫理向上専門部会長
合田 哲雄	文部科学省高等教育局 企画官	評価専門部会長
近藤 守	長野県市町村教育委員会連絡協議会 会長	採用・人事専門部会長
戸田 忠雄	政策研究大学院大学 客員教授	座長代理

4 開催スケジュール（案）

年度	時期	回	内容
25	6月	第1回	行動計画（案）についての意見聴取
	10月	第2回	25年度上半期の実績報告
	3月	第3回	25年度下半期の実績（見込み）報告
26	10月	第4回	26年度上半期の実績報告
	3月	第5回	26年度下半期の実績（見込み）報告

教員の資質向上・教育制度改善フォローアップ委員会 設置要綱

(設置)

第1 教育委員会及び知事は、教員の資質向上・教育制度あり方検討会議（以下「検討会議」という。）の提言に基づく行動計画（以下「行動計画」という。）の実施について進捗状況を管理するとともに、必要に応じて実施の支援を行うため、教員の資質向上・教育制度フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2 委員会の設置期間は、設置の日から平成26年度末までとする。

(任務)

第3 委員会は、次の事項を協議・検討するものとする。

- (1) 行動計画の実施に係る進捗状況及び支援に関すること。
- (2) その他委員会において協議・検討が必要な事項に関すること。

(組織)

第4 委員会は、委員6人で組織する。

- 2 委員は、検討会議の座長及び座長代理並びに専門部会長である委員に対し教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成26年度末までとする。

(委員長)

第6 委員会に委員長を置き、委員長は委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員会に委員長が指名する委員長代理を置き、委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第7 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課及び企画部次世代サポート課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。